

ジャマイカ選手団が 鳥取にやってきた!



ベロニカ・キャンベル選手

リレーのバトン受け渡し練習をする
アサファ・パウエル選手（右端）

松保保育園では園児と傘踊りも!



サイン会ではたくさんの市民とふれあいました

ジャマイカ選手の主な成績

女子 100 リレー 金メダル
女子 200 リレー 銀メダル
ベロニカ・キャンベル選手
男子 200 リレー 銀メダル
ウサイン・ボルト選手
男子十種競技銀メダル
モーリス・スミス選手
男子 100 リレー 銅メダル
アサファ・パウエル選手
女子 400 リレー 銅メダル
ノブリーン・ウィリアムス選手
女子 100 リレー ハードル銅メダル
デロリーン・エニス・ロンドン選手
女子 4 × 100 リレー 銀メダル
男子 4 × 100 リレー 銀メダル
女子 4 × 400 リレー 銀メダル



8月25日から9月2日まで行われた「第11回 IAAF 世界陸上競技選手権大阪大会」の事前キャンプのため、ジャマイカ選手団が鳥取市を訪れました。
選手団は選手・役員合わせて53人。男子100 リレー 世界記録保持者のアサファ・パウエル選手やアテ

ネオリピック女子200 リレー 金メダリストのベロニカ・キャンベル選手などのトップアスリートが8月12日から21日まで、布勢総合運動公園陸上競技場で合宿を行いました。

合宿中は、練習の合間を見て、陸上教室やサイン会、地元の保育園児との交流などが行われ、たくさんの市民とふれあいました。

日本一、おめでとうござります!

平成19年8月18・19日に行われた中学生の全国大会で優勝した、市立西中学校3年の網谷勇志君（相撲個人）と、市立桜ヶ丘中学校3年の田中緑さん（弓道女子個人）が、8月24日に市役所を訪問し、竹内市長に日本一の報告を行いました。

網谷君は、青森県で行われた第37回全国中学校相撲選手権大会の個人の部に出場し、決勝では、ひと回り大きい相手を上手投げで破り初優勝。

田中さんは、東京都で行われた第4回全国中学生弓道大会の女子個人の部で、上位8人で行われる決勝に進出。射詰競射（はずした人から抜けていく）で5射目からは2人の争いとなり、8射目で勝負がつき、見事初優勝。

ともに県勢初の全国チャンピオンとなりました。



網谷勇志君



田中 緑さん

セクハラ防止対策

シリーズ

じんけん

Vol.356

セクハラ

セクシュアルハラスメントの略語。職場などにおいて行われる性的な言動などで、労働者が働きづらくなったり、不利な扱いをされること

今年4月から、企業のセクハラ対策の義務化や、妊娠や出産を理由とした不利益な取り扱いの禁止などを盛り込んだ「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。

配慮から義務化へ

これまでは、女性に対するセクハラ防止対策として、事業主にに対し、①セクハラは許さないという方針の明確化 ②相談窓口の設置 ③セクハラが生じた場合の迅速かつ適切な対応についての配慮を求めることにとどまっていた。

職場におけるセクハラは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つけ、労働者の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。

改正法では、男性に対するセクハラについても対象とするとともに、雇用管理上必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられました。また、労働局の是正指導に応じない場合には、企業名公表の対象となることになりました。

セクハラになり得る言動

人事院規則に基づく指針では、「セクハラになり得る言動」として、具体例がリストアップされています。性的言動のみならず、性別により差別しようとする意識によるものもセクハラと位置づけられています。職場外の言動の場合や、男性が被害者となる場合も含めており、その一部を紹介します。

・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする

・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」「もう更年期か」と言う

・性的なうわさを立てたり、性的なからかいの対象とする

・性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙・電子メールを送る

・「男のくせに根性がない」「女に

は仕事を任せられない」「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言する

・「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方を

・雑誌などの卑猥な写真・記事などをわざと見せたり、読んだりする

・食事やデートにしつこく誘う

・身体に不必要に接触する

・女性であるということだけで職場でお茶くみや掃除などを強要する

・企業

の取り組みはもろろのこ

と、市民の一人ひとりが「性別に

関わらず人権が尊重される社会」

を創っていくことが大切ではない

でしょうか。

■問い合わせ先

市役所男女共同

参画課（福祉文化会館内）

TEL (0857) 29-1709

857) 20-3166

相談・問い合わせ先

鳥取労働局雇用均等室

TEL (0857) 29-1709

9項目の防止対策

～企業は必ず行うことになりました～

1. セクハラの内容、セクハラ禁止の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
2. セクハラ行為を行った者には厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
3. 相談窓口をあらかじめ定めること。
4. 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
5. 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
6. 事実確認ができた場合には、行為者及び被害者に対する措置を適正に行うこと。
7. 再発防止に向けた措置を講ずること。（事実が確認できなかった場合も同様）
8. 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
9. 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

相談・問い合わせ先

鳥取労働局雇用均等室

TEL (0857) 29-1709